



3 羽運協発第 5 号  
令和 4 年 1 月 1 4 日

羽村市長 橋 本 弘 山 様

羽村市国民健康保険運営協議会  
会 長 桑 原



羽村市国民健康保険税の適正化について (答申)

令和 3 年 8 月 1 9 日付羽市市発第 6 7 6 2 号をもって当協議会に諮問のあった標記の件について慎重に審議した結果、意見を付して下記のとおり答申する。

記

1 羽村市国民健康保険税率改定等

平成 3 0 年度から国民健康保険の財政運営の安定化などを目的とした国民健康保険の都道府県化が始まり 4 年が経過しようとしているが、依然として国民健康保険の財政運営は厳しい状況にあり一般会計からの法定外繰入による支援が続いている。

市では、法定外繰入を解消するため「羽村市国保財政健全化計画」(以下、健全化計画という。)を策定し、この健全化計画に基づき定期的な税率改定を行い、法定外繰入の削減に取り組んできたところである。

しかし、このたび東京都から示された令和 4 年度の国民健康保険事業費納付金は、前年度と比べ大幅に増加し、これに伴い令和 4 年度標準保険料率も上がっていることから、現在の健全化計画(10年間)どおりに税率改定を進めることは、急激な負担を被保険者に求めることになる。

さらに、未曾有の事態とも言える新型コロナウイルス感染症の拡大は、経済活動の低迷などにより市民の生活に大きな影響を及ぼしている。

このような状況下においては、保険税の急激な負担増とならぬよう配慮すべきであり、健全化計画の計画期間を 1 7 年間に延長したうえで、計画的な法定外繰入の削減に取り組む必要があるため、次のとおり国民健康保険税率を改めることが適当である。

(1) 基礎課税額

- ①所得割率を現行の 100 分の 5.82 から 100 分の 6.09 とすること。
- ②均等割額を現行の 25,000 円から 25,800 円 とすること。



(2) 後期高齢者支援金等課税額

- ①所得割率を現行の100分の2.20から100分の2.24とすること。
- ②均等割額を現行の10,500円から10,700円とすること。

(3) 介護納付金課税額

- ①所得割率を現行の100分の1.99から100分の2.10とすること。
- ②均等割額を現行の12,400円から12,800円とすること。

(4) 地方税法施行令の改正に伴う未就学児に係る均等割額の軽減および課税限度額の変更については、すみやかに国民健康保険税条例に反映させること。

2 付帯意見

羽村市国民健康保険税の改定などについて、委員から出された意見は下記のとおりです。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大等による市民生活への影響に配慮し、過度の負担とならぬよう激変緩和措置を講じること。
- (2) 東京都から示された令和4年度標準保険料率が前年を大幅に上回るものとなったことから、計画期間を延伸し急激な負担増を抑えていることは評価できるが、その一方で、毎年見直される標準保険料率に今後どのように対応していくのかを検討する必要がある。
- (3) 市の保険税率の応能・応益割合は、応能分（所得割）にウエイトを置いた税率となっているが、将来、統一保険料となることを想定した場合、都基準（平均）の応能・応益割を参考に改定を進める必要がある。

3 施行期日

令和4年4月1日

※令和4年度以降の年度分の国民健康保険の保険税について適用し、令和3年度以前の年度分の保険税については、なお、従前の例による。